

1. 優先的検討指針策定の背景
2. 優先的検討プロセスの全体像
3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について
4. 優先的検討プロセスの具体的な内容
  - (1) 優先的検討の開始時期
  - (2) 対象事業
  - (3) 適切なPPP/PFI手法の選択（絞り込み）
  - (4) 簡易な検討
  - (5) 詳細な検討
  - (6) 評価結果の公表
5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組
6. 国によるフォローアップ、支援措置
7. 参考資料

**(3) 適切なPPP/PFI手法の選択(絞り込み)①****PPPとは**

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの。PFIはその一類型。

PPP/PFI手法は、次の①～③の特徴を有する。

- ① 従来の**官民の役割分担を見直し**、民間事業者の役割を大幅に拡大し、その主体性を幅広く認めるものであること
- ② 協定等に基づき**官民双方がリスクを分担**すること
- ③ **民間事業者が事業実施に当たり相当程度の裁量**を有し、創意工夫を活かすことで、事業の効率化やサービスの向上を図れること

**PPP/PFI手法とは**

イ 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式 指定管理者制度 包括的民間委託 O（運営等Operate）方式 等
ロ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BTO方式（建設Build-移転Transfer-運営等Operate） BOT方式（建設Build-運営等Operate-移転Transfer） BOO方式（建設Build-所有Own-運営等Operate） DBO方式（設計Design-建設Build-運営等Operate） RO方式（改修Rehabilitate-運営等Operate） ESCO 等
ハ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT方式（建設Build-移転Transfer）（民間建設買取方式） 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式） 等

### (3) 適切なPPP/PFI手法の選択(絞り込み)②

#### 検討対象となるPPP/PFI手法の絞り込み

簡易な検討を実施する対象となるPPP/PFI手法を絞り込む。例えば下記のフローチャートを活用することが考えられる。

#### 採用手法選択フローチャート

凡例

- ⇩ (青) : YES (あてはまる)
- ⇩ (赤) : No (あてはまらない)

施設の新設又は改修を伴うもの

YES

NO

設計及び建設（製造）と運営等を一括して委託するもの ※1

建設（製造）に民間資金を活用するもの

① BTO・BOT・BOO・RO ※2

② DBO ※2

③ BT ※2

※1 例えば、(1) 新たに建設（製造）を行う公共施設等についても、別の公共施設等とともに一括して当該公共施設等を新たに建設（製造）を行う民間事業者以外の者に運営等を委託することによって、運営等に係る公的負担の抑制が期待できる場合、(2) 当該公共施設等に係る将来の状況の変化が大きい（急速な技術革新の進展や利用に係る需要の大幅な変化等が予想される）ことから、建設（製造）後の運営等に係る契約内容や要求水準の検討が困難である場合等は、「No」を選択することが考えられる。

※2 これらの手法については、公的不動産の利活用（定期借地権方式、公共所有床の活用、占用許可等の公的空間の利活用等）と併せて実施することも考えられる。

#### ④ 公共施設等運営権、0方式、指定管理者制度又は包括的民間委託

各々の手法の下記特徴を踏まえて、簡易な検討の対象とする手法を決定する。

- (1) 公共施設等運営権  
次に掲げる事項の全てに該当する場合に採用することができる。  
・公共施設等の管理者等が公共施設等の所有権を有していること  
・公共施設等が利用料金の徴収を行うものであること
- (2) 0方式  
・(1)に該当しない場合でも採用することができる。
- (3) 指定管理者制度  
・公共施設等が地方自治法に基づく「公の施設」に該当する場合に採用することができる。
- (4) 包括的民間委託  
・公共施設等の維持管理又はこれに関する企画に掲げる二以上の種類の業務について、民間事業者に一括して委託する場合に採用することができる（下水道の包括的民間委託、水道の第三者委託等）。

### (3) 適切なPPP/PFI手法の選択(絞り込み)③

#### 評価を経ずに行うPPP/PFI手法導入の決定

同種の**過去の実績**（他自治体のものを含む。）に照らし、PPP/PFI手法の導入が適切と認められる場合は、**評価の実施を省略**し、当該PPP/PFI手法の採用が可能。

#### 簡易な検討及び詳細な検討の両方を省略する場合

例えば、次の①及び②の**両方**を満たす場合に簡易・詳細な検討の両方を省略。

- ① PPP/PFI手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった**実績**があること
- ② PPP/PFI手法の導入に当たって**導入可能性調査を実施しない**ことが通例  
→①及び②の両方を満たす例：**指定管理者制度**

#### 簡易な検討のみ省略する場合（詳細な検討は実施）

例えば、次の①又は②の**いずれか**に該当する場合に簡易な検討を省略。

- ① PPP/PFI手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった**実績**があり、かつ、PPP/PFI手法の導入に当たって**導入可能性調査を実施**することが通例であること  
→①を満たす例：「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル」※の対象である事業（**施設整備業務の比重の大きい**事業又は**運営等の業務内容が定型的な**事業）における**BTO方式**
- ② **民間提案**がある場合であって、客観的な評価により導入が有利とされている  
PPP/PFI手法